

群馬労働局の取組 トピックス

(人材開発支援助成金・特定求職者雇用開発助成金に新たなコースを創設、労働保険の年度更新手続き、年度更新申告の電子申請体験コーナー設置)

発信者 雇用環境・均等室



○群馬労働局の取組をトピックスで紹介いたします。お役立ち情報をお載せていますので、ぜひ貴法人・機関、会員の皆様にもご活用いただけるようお願いいたします。この情報は群馬労働局HP（新着情報）にも掲載しています。

○ご不明な点は、**雇用環境・均等室**までお問い合わせください。(027-896-4739)

① ~人への投資を強化~人材開発支援助成金・特定求職者雇用開発助成金に新たなコースを創設!

デジタル分野等における人材育成といった観点から、令和4年4月より、既存の助成金について以下のとおり新たなコースが創設されました。

【人材開発支援助成金（人への投資促進コース）】

人材開発支援助成金は、雇用する労働者に対して職務に関連した専門的な知識等を修得させるための職業訓練等を計画に沿って実施したり、教育訓練休暇制度を適用した事業主等に対して助成する制度ですが、**以下に該当する場合に、訓練経費等を助成する新たなコースとして「人への投資促進コース」が創設されました。**

- ① 企業のイノベーションの促進や事業運営に資する人材育成を行う事業主が、IT分野未経験者の即戦力化のための訓練、デジタル分野など高度人材の育成のための訓練などに取り組む場合
- ② 労働者の自発的な職業能力開発を促進する事業主が、訓練受講のための経費負担や休暇制度の導入などを行う場合

※支給要件等詳しくは、厚生労働省ホームページをご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html



企業内での人材育成に取り組む事業主の皆さまへ

デジタル分野などの社員教育に人材開発支援助成金をご活用ください

国民の皆さまのアイデアをもとに「人への投資促進コース」を創設

「人への投資促進コース」の助成メニュー

- IT分野人材育成** ITやデジタル分野で即戦力となる人材を育成したい
情報技術分野（IT分野）認定実習併用職業訓練（新設）
IT分野未経験者を即戦力化するための訓練を実施する事業主への助成。
- デジタル・成長分野** 高度デジタル人材・高度人材を育成したい
高度デジタル人材訓練/成長分野等人材訓練（新設）
高度デジタル人材を育成するための訓練や、大学等での高度人材訓練を行う事業主への助成。
- サブスクリプション** オンラインの定額制学習サービスで効率的に訓練を受けさせたい
サブスクリプション型の研修サービスによる訓練への助成。
- 自発的職業能力開発** 労働者の自発的学習促進の取組を支援したい
労働者が自発的に受講した訓練費用を負担する事業主への助成。
- 教育訓練休暇** 労働者の自発的学習促進のための時間を確保したい
長期教育訓練休暇制度/短期労働者等制度（拡充）
働きながら訓練を受けるための休暇制度や短期労働者等制度を導入する事業主への助成。

「人への投資促進コース」の他にも、訓練対象（正格求職者や特定求職者）に合わせて、助成メニューを使い分けています。
※すべての訓練コースでオンライン（eラーニング）による訓練も対象としています。
詳しくは、ウェブサイトをご覧ください。お近くの労働局へお問い合わせください。

厚生労働省 群馬労働局 雇用環境・均等室

【特定求職者雇用開発助成金（成長分野人材確保・育成コース）】

高齢者や障害者等の就職困難者を、ハローワーク等の紹介により継続して雇用する労働者として雇い入れ、**デジタル・グリーン分野及びこれに関連する分野の業務に従事させ、人材育成や職場定着に取り組む場合に、特定求職者雇用開発助成金の他のコースより高額な助成金を支給するコースとして「成長分野人材確保・育成コース」が創設されました。**

※支給要件等詳しくは、厚生労働省ホームページをご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/tokutei_seichou_00008.html



事業主の皆さまへ

特定求職者雇用開発助成金（成長分野人材確保・育成コース）新設

既存コースの1.5倍を助成する高額助成コースをご活用ください

デジタル・グリーン分野及びこれに関連する分野（以下、成長分野）の業務に従事させる事業主が、高齢者、母子家庭の母等、就職氷河期世代不安定雇用者、生活保護受給者、障害者などの方を対象労働者として継続して雇い入れ、人材育成や職場定着に取り組む場合に、支給額が高額となる新コースを創設しました。

詳細はリーフレット（特定求職者雇用開発助成金（成長分野人材確保・育成コース）のご案内）をご覧ください。

対象労働者	既存コースの支給額	新コースの支給額
高齢者（60歳以上65歳未満） 母子家庭の母等 生活保護受給者等	30(20)万円×2(期) (25(15)万円×2(期))	45(30)万円×2(期) (37.5(22.5)万円×2(期))
就職氷河期世代不安定雇用者	30万円×2(期) (25万円×2(期))	45万円×2(期) (37.5万円×2(期))
65歳以上の高齢者等	35(25)万円×2(期) (30(20)万円×2(期))	52.5(37.5)万円×2(期) (45(30)万円×2(期))
身体・知的障害者 発達障害者、難聴性聴覚障害者	30(20)万円×4(期) (25(15)万円×2(期))	45(30)万円×4(期) (37.5(22.5)万円×2(期))
障害者等優遇（重度障害者） 45歳以上の障害者（精神障害者）	40(20)万円×6(4)期 (33(15)万円×3(2)期)	60(30)万円×6(4)期 (50(22.5)万円×3(2)期)

※（ ）内は期間短縮の場合（1期以上の労働期間が20日を超え30日を超えない期間）を雇い入れた後の支給額です。
※（ ）内は1回支給される金額に対する支給額です。
※支給額が100万円を超える場合は、支給額が100万円となります。

支給申請の流れ

1. 申請書の提出
2. 申請書の受付
3. 審査
4. 支給決定
5. 支給
6. 報告
7. 完了

支給申請の手続き
※1～6は申請書の提出から完了までの流れです。
※7は、訓練経費の発生する業務内容の発生報告書、就業履歴書等の提出が完了した後に完了となります。

このコースを申請する場合、対象労働者の雇入れ日から「1か月以内」に申請書提出する必要があります。ただし、雇入れ日が2022年5月31日までの場合は、2022年7月31日までの申請書の提出が可能です。

「特定求職者雇用開発助成金（成長分野人材確保・育成コース）」の情報は、厚生労働省ウェブサイトをご覧ください。また、詳しくは、お近くの労働局へお問い合わせください。

厚生労働省 群馬労働局 雇用環境・均等室

◆◆◆問い合わせは、群馬労働局職業安定部職業対策課（電話027-210-5008）まで◆◆◆

② 労働保険の年度更新手続きはお早めに！ ～お手続き期間は7月11日(月)まで～

【労働保険に加入する事業主の皆さまへ】

○令和4年度労働保険の年度更新期間は、**6月1日(水)～7月11日(月)**となっております。
例年、期間終了間際には窓口が大変混雑しますので、お早めの手続きをお願いいたします。

○年度更新申告書は、群馬労働局や所轄の労働基準監督署の他、郵送または電子申請でも受け付けており、直接窓口に出向くことなく申告することが可能です。
また、年度更新申告書の書き方については、厚生労働省のホームページでもご案内している他、電話による相談も行っておりますので、ぜひご活用ください。

○年度更新申告書の書き方についてはこちらをご参照ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/hoken/gyousei/index.html



○年度更新申告書の書き方については、厚生労働省動画チャンネルにおいて動画配信もしております。

<https://www.mhlw.go.jp/douga/youtube.html>



③ 年度更新申告の「電子申請体験コーナー」を設置しました！

○群馬労働局労働保険徴収室内に「電子申請体験コーナー」を設置しました。
職員が使用方法を説明しながら、実際に専用端末を使用して電子申請が体験できます。労働保険の電子申請を始めてみようかとお考えの方は、この機会にぜひご体験ください。

○労働保険の電子申請はこちらを参照ください。

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/hoken/denshi-shinsei/tokusetusaito.html



<群馬労働局の取組 トピックスコーナー>

https://jsite.mhlw.go.jp/gunma-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/koyou_kintou/topics.html

トピックスのバックナンバーはHPを見てね！

